

大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

大磯町附属機関の設置に関する条例（昭和30年大磯町条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表町長の部大磯町行政評価委員会の項及び大磯駅前用地利活用検討委員会の項を削り、同表町長の部大磯町特別職報酬等審議会の項の次に次のように加える。

大磯町新庁舎整備基本構想等検討委員会	新庁舎整備に向けた基本構想（案）の検討及び庁舎整備に関する事項について、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	9人以内
--------------------	--	------

別表町長の部大磯町住居表示審議会の項の次に次のように加える。

大磯町空家等対策協議会	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づき、空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する協議を行うこと。	11人以内
-------------	---	-------

別表町長の部旧吉田茂邸利活用検討委員会の項を削る。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。  
（大磯町特別職職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 大磯町特別職職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年大磯町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表行政評価委員会委員の項、大磯駅前用地利活用検討委員会委員の項及び旧吉田茂邸利活用検討委員会委員の項を削り、同表廃棄物処理施設等整備運営事業者選定委員会委員の項の次に次のように加える。

新庁舎整備基本構想等検討委員会委員	日額 6,500円	同上
空家等対策協議会委員	日額 6,500円	同上

令和2年2月13日提出

大磯町長 中 崎 久 雄